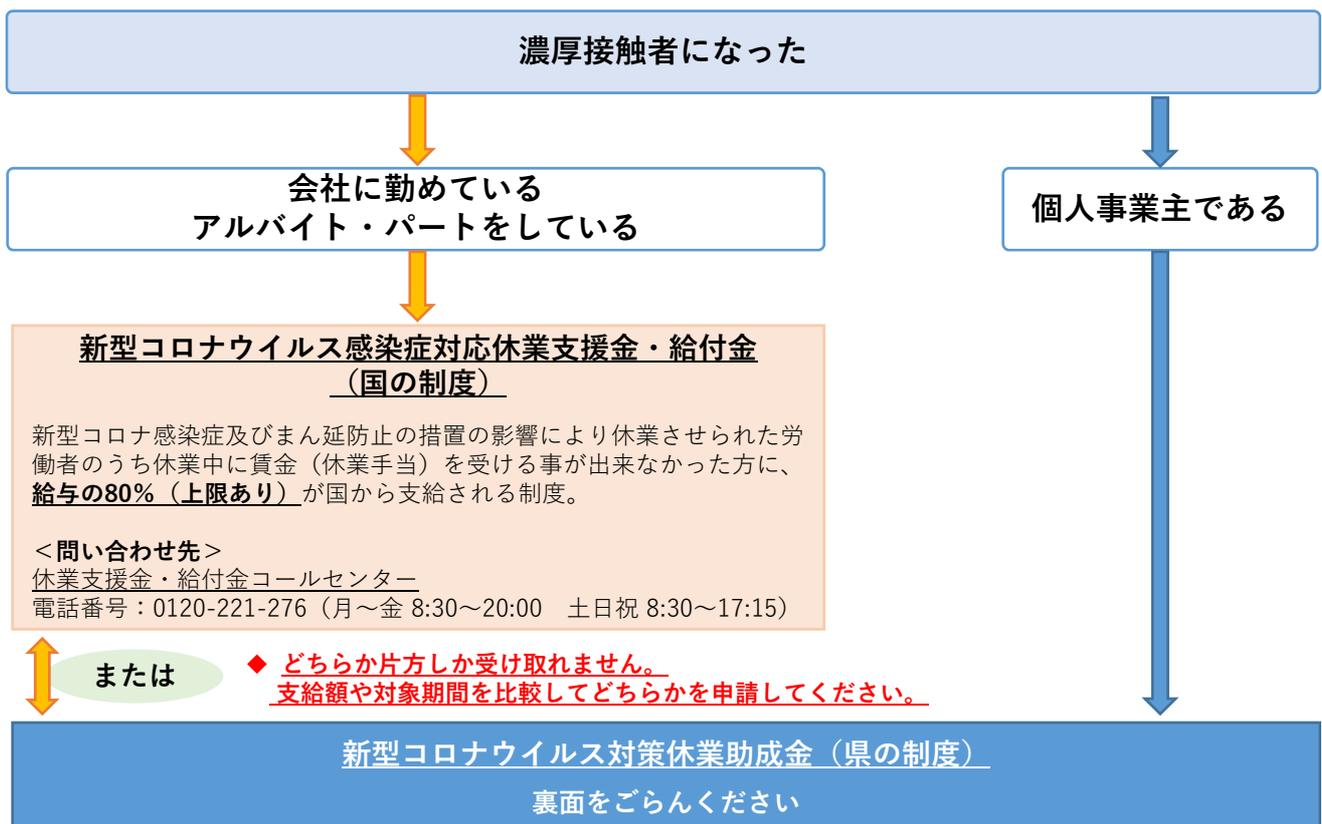
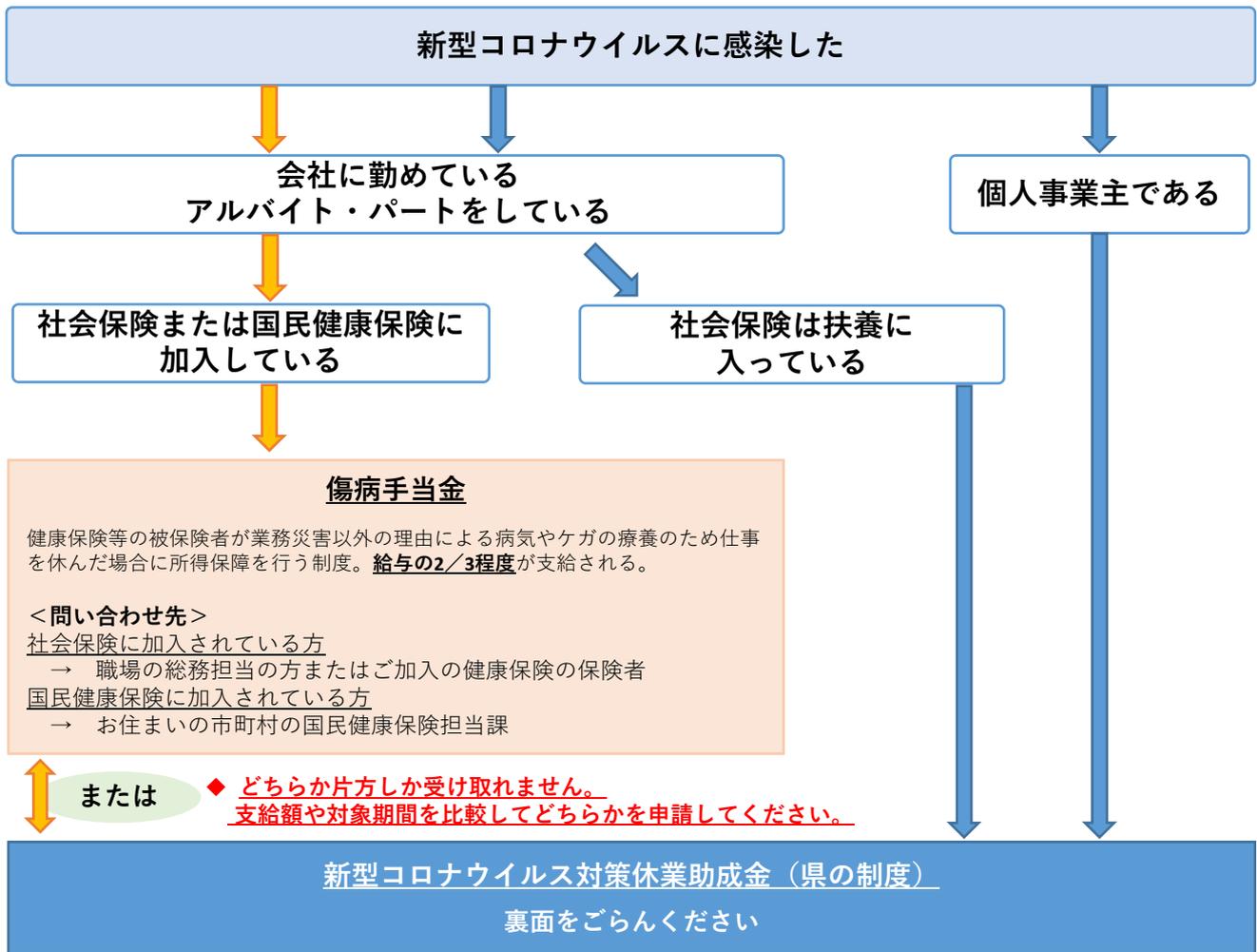


# 感染者・濃厚接触者となりお仕事を休みされた方



○ 給与や事業所得が得られなかった方向けに以下の支援がありますのでご確認ください



# <新型コロナウイルス対策休業助成金（県の制度）>

以下の4項目のすべてに当てはまる方が対象です

- ① 山梨県内に住所を有する方  
☞ 普段山梨県内に居住している方
- ② 労働基準法第9条に規定する労働者、又は事業活動を行う個人事業主  
☞ 会社員、アルバイト、パート、自営業の方
- ③ 感染者又は濃厚接触者となって、令和4年1月1日以降に休業した方  
☞ 保健所等から入院勧告または外出自粛の要請を受けた方
- ④ 休業期間中、給与、事業所得、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金  
その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない方  
☞ 休業に対する公的な補償や給与・手当を受け取っていない方

助成額は<休業日>1日につき4,000円です

感染者：陽性判明日  
濃厚接触者：保健所、事業者、感染者から連絡を受けた日

感染者：入院・宿泊療養・保健所の決定による自宅療養が終了した日  
濃厚接触者：保健所、事業者、感染者から要請された外出自粛期間の最終日

出勤 ○	有給 △	休業 ×	休業 ×	休業 ×	公休日 □	休業 ×	休業 ×	公休日 □	休業 ×
◆ 濃厚接触者から感染者に移行した場合は、それぞれの期間につき連続した14日間が最長									

出勤（○）：出勤、就労した日  
休業（×）：仕事の予定があったが、感染者や濃厚接触者となったことにより仕事を休んだ日  
公休日（□）：元々休みの日（定休日やシフトが入っていない日など）  
有給（△）：給与や手当等を支給された休日（有給休暇、有給の傷病休暇、休業手当の対象日など）

支給額：休業（×）の日数×4,000円 上記の例では、6日（×の日数）×4,000円=24,000円

## 申請に必要な書類

### 会社にお勤めの方（アルバイト、パートの方）

- ・様式1（交付申請書）
- ・様式2（誓約書）
- ・様式3（就労証明書）
- ・健康保険証のコピー  
（記号・番号をマスキングまたは黒塗りしたもの）
- ・直近の給与明細のコピー
- ・振込先の通帳等のコピー

### 個人事業主の方

- ・様式1（交付申請書）
- ・様式2（誓約書）
- ・様式4（就労申立書）
- ・直近の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」のコピー
- ・振込先の通帳等のコピー

※保健所ではなく事業者や感染者から外出自粛の指示を受けた場合は「外出自粛期間証明書」も必要です。

申請期限 令和5年2月28日（火） できるだけ、休業終了後1ヵ月以内に申請してください。

申請方法 下記住所あてに申請書類を郵送 またはメールでも申請可

申請書は山梨県労政雇用課のホームページからダウンロードできます。

山梨労政 コロナ休業助成

検索

## 問い合わせ先

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1

山梨県新型コロナウイルス関係休業助成金事務局

電話番号：055-268-6667（土日祝日・12/29～1/3を除く 10時～18時）